

郡山市行政組織検討委員会設置要綱

平成26年 3 月19日制定

平成26年 5 月 1 日一部改正

平成27年 3 月30日一部改正

平成29年 4 月 1 日一部改正

平成30年 4 月 2 日一部改正

平成31年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 3 月24日一部改正

令和 3 年 9 月 7 日一部改正

令和 4 年10月31日一部改正

令和 6 年 3 月29日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月27日一部改正

[総務部行政マネジメント課]

(設置)

第1条 市民ニーズや社会経済情勢の変化、新たな行政課題に的確に対応できる、簡素で効率的な行政組織のあり方について検討するため、郡山市行政組織検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行政組織の改編案の策定に関すること。
- (2) 行政組織のあり方に関すること。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、その事務を総理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 検討委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には総務部次長を、副幹事長には行政マネジメント課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について委員長に報告しなければならない。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 幹事会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 行政組織の改編素案の検討
 - (2) 現行の行政組織及び事務に関する課題の把握、抽出等
 - (3) 前号の課題に係る調査及び検討
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、行政組織及び事務に関して必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 検討委員会及び幹事会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月27日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長

別表第 2（第 6 条関係）

総務部総務法務課長補佐、総務部人事課長補佐、政策開発部未来創造課長補佐、財務部財政課長補佐、税務部市民税課長補佐、市民部市民・NPO 活動推進課長補佐、文化スポーツ観光部文化振興課長補佐、環境部環境政策課長補佐、保健福祉部保健福祉総務課長補佐、こども部こども総務企画課長補佐、農商工部農業政策課長補佐、建設構想部道路計画課長補佐、都市構想部都市政策課長補佐、会計課長補佐、上下水道局総務課長補佐、議会事務局総務議事課長補佐、教育委員会事務局教育総務部総務課長補佐、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長補佐、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長